

別紙

「配達記録郵便の廃止」に伴う工事等の郵便入札方式の変更について

平成21年2月9日

入札監理課

1 配達記録郵便の廃止について

配達記録郵便が平成21年3月1日から廃止され、平成21年2月28日までに承認された配達記録郵便は、その差出有効期間内に限り、配達記録として取り扱われます。

詳しくは、次の郵便事業株式会社のホームページで確認してください。

http://www.post.japanpost.jp/whats_new/2008/1205_01.html

2 平成21年3月1日以降の入札書等の郵送方法

平成21年3月1日以降に、入札書等を郵送する場合には、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法としてください。

3 新設される「特定記録」の取扱い

平成21年3月1日から新たに「特定記録」の取扱いが開始されます。

「特定記録」は、配達記録(受領印の押印又は署名)を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものです。

そのため、入札書等が「特定記録」によって郵送されたときは、その入札書を「無効なもの」として取り扱いますので、注意してください。

(線の取扱いは、開札日が平成21年4月1日以降である案件から適用)